

TOKYO働き方改革宣言

ひとりひとりがワークライフバランスを意識し、気持ち良く働ける職場を目指し、働き方改革を進めていきます。

平成30年2月13日

エース会計事務所

目 標

働き方の改善

一ヶ月あたりの時間外労働の個人別平均が、30時間を超えないようにする。

休み方の改善

年次有給休暇の取得率を組織全体で70%にする。
個人別でも50%を下回らないようにする。

取 組 内 容

働き方の改善

- ・相談担当者を明示し、個別にヒアリングを行い、時間外労働時間と業務内容を確認する。
- ・時間外労働時間を、全体の会議で報告し、組織として原因の把握と対策の検討を行う。

休み方の改善

- ・年次有給休暇取得促進についての方針を明文化する。
- ・組織と個人、それぞれの年次有給休暇取得目標日数を設定・周知する。
- ・通常の有給休暇と別に有給の「試験休暇」を設定し、休むことへの意識改善を促す。